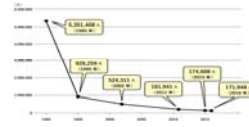


ハンセン病患者と差別

ハンセン病とは

- ▶ らい菌による慢性的細菌感染症で、末梢神経のまひや皮膚のただれなどが出る。感染してもほとんど発症しない。また、ほとんど感染しない。戦後、治療薬が普及し、国内の新規患者はほとんどいない。完治する病気になる後も、患者を療養所に強制的に収容する隔離政策が1996年のらい予防法廃止まで続いた。
- ▶ **全世界で登録されているハンセン病患者数の推移**



偏見や差別があるのはなぜか

* 強制隔離政策などにより、社会の中に「怖い病気」として定着したから。
→ 「らい予防に関する件」(1907)、「無らい県運動」(1929)、「らい予防法」(1931)

* 治療薬が使用されるようになるまでは、発病すると病気が進行することが多く、不治の病と考えられていたことや、発病が一定の家族内に多く現れることから遺伝する病気と考えられてきたことも理由に挙げられる。

- * 壮絶な差別内容
 - ・ 強制収容と強制隔離および秘密漏洩
 - ・ ワゼクトミー（断種）の結婚と墮胎
 - ・ 劣悪な治療と強制労働
 - ・ 不当な懲戒けんそく権
 - ・ 偏見や差別の助長及び名誉毀損
 - ・ 家族や社会との断絶、偽名の使用

強制隔離政策の評価

- ▶ 基本人権の著しい侵害行為。しかも全く必要のないものであった。
- ▶ そもそも終身隔離政策と施設内での人権侵害は、いかなる理由があっても正当化されるべきではない。
- ▶ ハンセン病は感染力・発病力は極めて微弱であり、そのことは最初に法律を定めた1967年からわかっていた。また治療法が確立されたにも関わらず、国はこれを是正せず、それどころか固定化する立法を制定し、40年以上その法を放置した。
- ▶ 国の行為は、過去の施策の誤りを認めず、敢えてこれを継続・固定化することで正当化しようとした**国家犯罪**である！！
- ▶ 我が国政府が、いったん政策決定ことについては容易に変更しないこと、感染症患者の人権に対する配慮が乏しかったこと等が理由に挙げられる。

私たちにできること

- ▶ 私たちにできることは、ハンセン病について正しい知識を持つことであり、それがハンセン病患者を今も苦しめる差別をなくすことにつながるであろう。
- ▶ 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」
→ 2008.6.18 公布。2009.4.1 施行

参考文献

- ・ 「ハンセン病を正しく理解しましょう～偏見や差別をなくすために～/熊本県」
www.pref.kumamoto.jp/kjil_2556.html (2018.15 アクセス)
- ・ 「ハンセン病とは 日本財団」 nippon-foundation.or.jp (2018.5.08 アクセス)
- ・ 「ハンセン病:「今も差別」77% 療養所入退所者調査―毎日新聞」